

「金銭消費貸借契約約款」および「債務確認並びに変更契約約款」 の変更について

消費者信用生活協同組合

このたび、2025 年 7 月 1 日より「金銭消費貸借契約約款」および「債務確認並びに変更契約約款」が一部変更となりますのでお知らせいたします。具体的変更箇所につきましては、以下をご確認ください。

1. 主な変更内容

2025 年 7 月 1 日付で実施される手数料改定に伴い、約款の該当箇所を変更

2. 変更予定日

2025 年 7 月 1 日

3. 変更内容（下線分を追加）

※「金銭消費貸借契約約款」および「債務確認並びに変更契約約款」共通

変更内容	変更前	変更後
第 3 条（元利金返済額等の支払） 第 1 項 <u>第 4 号を追加</u>	1. 借主が負担すべき金銭(元利金返済額等)は、当該貸付けの契約に基づく主たる債務の元利金返済額、遅延損害金 の他、当該貸付の契約に基づく主たる債務に関し組合として未収になっている次の各号に掲げるものとします。 (1) 公租公課費用(印紙税及び消費税) (2) 再度の口座振替以降の口座振替手数料 (3) 法定書面の再発行手数料	1. 借主が負担すべき金銭(元利金返済額等)は、当該貸付けの契約に基づく主たる債務の元利金返済額、遅延損害金 の他、当該貸付の契約に基づく主たる債務に関し組合として未収になっている次の各号に掲げるものとします。 (1) 公租公課費用(印紙税及び消費税) (2) 再度の口座振替以降の口座振替手数料 (3) 法定書面の再発行手数料 <u>(4) 組合が定める所定の手数料</u>
第 4 条（繰上返済） <u>第 3 項を追加</u>	次の返済種類・返済方法により、この契約に基づく貸付金残額の一部または全部について約定の返済期日前に返済することができます。 1. 返済期日前の返済の種類 (1) 残元本一部繰上返済 (2) 残元本全額一括繰上返済 2. 返済期日前の返済の方法 ～以下省略～	次の返済種類・返済方法により、この契約に基づく貸付金残額の一部または全部について約定の返済期日前に返済することができます。 1. 返済期日前の返済の種類 (1) 残元本一部繰上返済 (2) 残元本全額一括繰上返済 2. 返済期日前の返済の方法 ～以下省略～ <u>3. 繰上返済をする場合は、組合が定める所定の手数料を支払うこととします。</u>